

成果目標に関する調書【公正取引委員会】

№	施策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額 (千円)	20年度 予算額 (千円)
		一般	特別	有無	定量化	性質別					
1	迅速かつ実効性のある法運用	○		○	×	1	①審判手続 審決を行うに当たって、当該審決の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該審決の手続の適正を確保する。	①審判手続 審決を行うに当たって、当該審決の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該審決の手続の適正を確保する。	①審判手続 審判事件の処理状況等により施策の効果の把握に努め実績評価を行う。	329,184	307,971
		○		○	×	1	②企業結合の審査 企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	②企業結合の審査 大型企業結合事案について、多数のユーザー及び競争業者からヒアリング等の調査を実施し、速やかに詳細かつ的確な事案の判断を行い、問題点がある場合には問題点の指摘を行うなどの対処を図るとともに、米国・EUの経済分析理論の海外実地調査を行い、我が国における企業結合審査に応用を図っていく。	②企業結合の審査 個々の企業結合が競争を実質的に制限することとなるかどうかについて、迅速・的確に判断を行うこととしており、この審査期間等を指標とし、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から実績評価を行う。		
		○		○	×	1	③独占禁止法違反行為に対する措置 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	③独占禁止法違反行為に対する措置 犯則調査権限や課徴金減免制度など独占禁止法改正により新たに導入されたスキームの有効な活用や、IT・公益事業分野、知的財産権分野における独占禁止法違反事件については、タスクフォースを設置し、事件処理を行っているところ、同タスクフォースを一層活用するなど、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速に対処する。	③独占禁止法違反行為に対する措置 独占禁止法違反行為に対する措置について、違反事件の内容、処理件数、処理期間等により施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。		
2	ルールある競争社会の推進	○		○	×	1	①不公正な取引方法の規制 独占禁止法に係る各種ガイドラインの作成等を通じて不公正な取引方法に関する考え方の明確化を図ること等により、公正かつ自由な競争を促進する。	①不公正な取引方法の規制 取引慣行について調査を行うことにより、実態を把握し、不公正な取引方法の観点から問題点がみられる場合には、関係業界への指導、ガイドライン作成等の取組を行っている。	①不公正な取引方法の規制 事業者に対するアンケート調査、ヒアリング調査等を行い、その結果について、学識経験者等で構成する検討会議において検討を行うこと等により、施策の効果の把握に努め、総合評価を行う。	216,288	214,198
		○		○	×	1	②取引慣行等の実態把握・改善 取引構造の変化が著しい業種、新たな取引形態が生じている業種等を中心に、公正な競争を阻害するおそれのある取引慣行等について指導、提言を行い、公正かつ自由な競争環境の整備を推進する。	②取引慣行等の実態把握・改善 調査対象分野の事業者等に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、調査結果の公表及び競争政策上の提言を行う。また、必要に応じて、関係業界への指導、フォローアップ調査等を実施する。	②取引慣行等の実態把握・改善 事業者等に対するアンケート及びヒアリング等により、事業者間取引における公正な競争が図られたか等の観点から総合評価を行う。		
		○		○	×	1	③事業活動に関する相談・指導 事業者等からの独占禁止法等に係る相談に適切に対応することにより、事業者等が実施する行為が競争を阻害することなどを推進されることを目標とする。	③事業活動に関する相談・指導 全国の商工会議所及び商工会の相談窓口において受け付けられた独占禁止法に関する相談を公正取引委員会に取り次ぐ協力体制を構築しているところ。独占禁止法相談ネットワーク、これをより充実させるため、周知のためのパンフレットやポスターの作成や、商工会議所及び商工会において相談業務に従事する経営指導員に対する研修会に講師の派遣を行うことにより、相談制度の利便性を高め、事業者等が独占禁止法等にかかる相談をしやすい環境を整備する。 さらに、独占禁止法上の考え方の理解に資する相談事例集を公表する。	③事業活動に関する相談・指導 商工会議所に対するアンケート等に基づき、相談が効率的に行われたか等の観点から、総合評価を行う。		
		○		○	×	1	④中小企業を取り巻く取引の公正化 優越的地位の濫用行為及び下請法違反行為の未然防止を図り、中小事業者が公正なルールの下で自由な事業活動が行える環境づくりを推進する。	④中小企業を取り巻く取引の公正化 優越的地位の濫用行為が行われやすい取引分野の事業者に対するアンケート及びヒアリング調査を実施することによって当該分野の取引環境を把握し、かつ、問題のある行為については是正指導するとともに、下請法に関する講習会等を開催するなど法律知識の普及・啓発を行うことにより下請法違反行為の未然防止を推進する。	④中小企業を取り巻く取引の公正化 関係事業者に対するアンケート等により、中小企業の取引の公正化が図られたか等の観点から総合評価を行う。		
		○		○	×	1	⑤下請法違反行為に対する措置 ○下請法違反行為への厳正・迅速な対処による取引の公正化と下請事業者の利益保護	⑤下請法違反行為に対する措置 親事業者及び下請事業者に対して定期的に書面調査を実施し、悪質な下請法違反行為を行っているおそれのある親事業者に対して実地検査等を行い、違反行為が判明した親事業者に対して厳正・迅速に対処する。	⑤下請法違反行為に対する措置 勧告等を行った違反事件の内容、違反事件の処理件数、違反事件の処理期間等により施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。		
		○		○	×	1	⑥景品表示法違反行為に対する措置 景品表示法に違反する不当景品・不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	⑥景品表示法違反行為に対する措置 実務研修の充実、情報の共有化等により、業務処理能力の向上を図るとともに、排除命令事案への重点的な人員配置などリソースの効果的配分等を実施するなど、景品表示法違反事件に対し厳正かつ迅速に対処する。	⑥景品表示法違反行為に対する措置 事件処理件数、排除命令を行った事件の処理期間等の事件処理状況などにより施策の効果の把握に努め、これらの措置が適正に行われたか、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から、実績評価を行う。		
		○		○	×	1	⑦消費者取引の適正化の推進 インターネット上の不当表示を把握し、是正のための活動を行うことにより、インターネット上における商品・サービスの適切な表示の確保を図る。	⑦消費者取引の適正化の推進 電子商取引調査員により、インターネット上の表示を常時監視し、啓発メールを送信することなどにより、適正な表示の確保を図る。	⑦消費者取引の適正化の推進 啓発メールの送信件数等を指標としてインターネット上における商品・サービスの適切な表示の確保が適正に行われたか総合評価を行う。		

成果目標に関する調書【公正取引委員会】

№	施策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額 (千円)	20年度 予算額 (千円)
		一般	特別	有無	定量化	性質別					
3	競争環境の積極的な創造	○		○	×	1	①競争政策の普及啓発 事業者、消費者、学識経験者等から児童に至るまで、さまざまな層の国民への競争政策に対する意識の浸透。	①競争政策の普及啓発 ○独占禁止政策協力委員制度 各地域における各界の有識者を「独占禁止政策協力委員」として委嘱し、競争政策に対する理解を深めてもらい、公正取引委員会の活動に継続的な協力を要請する。 ○国民各層との懇談会 国民各層との間に直接的な対話の場を設け、その率直な意見・要望を聴取するとともに、これに応えていくことにより、競争政策の普及啓発を図る。 ○独禁法教室 中学校等の社会科公民的分野等の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法等についての授業を行う。	①競争政策の普及啓発 事業者等に対するアンケート等により普及啓発活動が効果的に行われたか総合評価を行う。	139,567	197,760
		○		○	×	1	②国際協力の推進 各国の競争関連当局間の連携等国際協力の適切な推進、諸外国に対する我が国の競争政策の紹介・普及及び諸外国の競争法制等に係る情報収集により企業及び消費者の利益を確保する。	②国際協力の推進 ○日米独占禁止協力協定、日EC独占禁止協力協定などの独占禁止協力協定の活用（通報、執行協力の実施） ○日米、日EC等の二国間意見交換の実施 ○OECD、CIN、APEC等多国間の枠組み等への参加 ○日・ベトナム、日・スイス、日・豪等の経済連携協定への競争条項導入への取組 ○中国競争政策研修等開発途上国等への技術支援（研修の実施、専門家派遣） ○米国、EU等の海外競争法制・政策の調査⑦法令、ガイドライン、その他発表文の英訳、英文HPの更新及びメールマガジンの送信等による公正取引委員会の執行活動等の海外への普及・紹介	②国際協力の推進 研修参加者等に対するアンケート等により、諸外国に対する我が国の競争政策の紹介・普及及び諸外国の競争法制等に係る情報収集が効率的に行われたか等の観点から総合評価を行う。		
		○		○	×	1	③競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 公正取引委員会職員と経済理論等に精通した経済学者・法学者とが機能的・特長的に調査・研究において三者協働する仕組みを構築、発展させることにより、知識の蓄積等を図り、競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化する。	③競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 産業組織論等に精通した経済学者等と公正取引委員会職員との共同研究を行い、成果について公表する。また、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するためにシンポジウムや公開セミナーを開催する。	③競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 シンポジウムや公開セミナーの参加者に対するアンケート等により、競争政策の企画・立案に関する理論的・実証的基礎の強化が効率的に行われたか等の観点から総合評価を行う。		
		○		○	×	1	④規制改革分野における競争環境の整備 独占禁止法適用除外制度に係る分野（国際航空・外航海運等）及び政府規制等分野（電気通信分野等のIT・公益事業分野、郵政市場等の官製市場分野）における競争制限的取引慣行・制度等の改善を図ることにより、事業者の多様な商品・サービスの提供及び新規参入を促進する。	④規制改革分野における競争環境の整備 専門的知見を有するシンクタンク等への委託調査も活用しつつ、事業者等へのアンケート調査・ヒアリング調査や、有識者へのヒアリング、文献・データの分析等を行い、当該分野における競争の実態を把握し、また、諸外国における制度や競争実態、法運用の状況を調査し、その結果を踏まえ、公正かつ自由な競争を促進していく上での課題等について検討を行う。そして、①独占禁止法適用除外制度については、問題のある適用除外カルテルが見られた場合は、当該カルテルの改善要求や適用除外制度そのものの見直しを要求するなどの取組みを行う。また、②政府規制等分野については、公正かつ自由な競争を促進していくための望ましい制度の在り方や改善すべき問題点を把握し、関係機関に提言を行うこととする。	④規制改革分野における競争環境の整備 事業者に対するアンケート調査・ヒアリング調査等を行い、その結果について、学識経験者等で構成する検討会議において検討を行う等することにより、施策の効果の把握に努め、総合評価を行う。		
		○		○	×	1	⑤法令遵守意識の向上 ○民間企業におけるコンプライアンス意識（独占禁止法）の向上 ○地方公共団体等におけるコンプライアンス意識（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律）の向上	⑤法令遵守意識の向上 ○民間企業におけるコンプライアンス意識（独占禁止法）の向上 ・事業者に対し、コンプライアンス整備状況の調査を実施 ・米国等におけるコンプライアンス整備支援の状況の情報収集 ・有識者を含めたコンプライアンス整備状況の調査結果の検討会を開催し、「基本的な考え方」の作成・公表 ・「基本的な考え方」を事業者団体等を通じ普及活動を実施する ・「基本的な考え方」を公表後、普及程度を計るために、コンプライアンス・プログラムの整備状況を改めて調査実施 ○地方公共団体等におけるコンプライアンス意識（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律）の向上 入札談合は、地方公共団体発注に係るものも多く、地方公共団体等の調達担当官に対して、入札談合防止やその発見のための研修会を開催し、入札談合の効果的防止と未然防止を図る。特に入札談合等関与行為防止法の制定を踏まえ、研修内容を一層充実させていく。	⑤法令遵守意識の向上 民間企業が策定したコンプライアンス・プログラムの内容の充実度、地方公共団体等の調達担当官等の独占禁止法に対する理解度等の観点から総合評価を行う。		

注1) 「19年度予算額」及び「20年度予算額」の計数については、当該施策のために直接支出する予算額のみを記載している。

注2) 性質別の「1」はアウトカムを、「2」はアウトプットを表す。